

鳥取県告示第809号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年12月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
特定非営利活 動法人東伯け んこう	東伯郡琴浦 町大字徳万 352-4	東伯けんこうホーム	東伯郡琴浦町大字下 伊勢417-1	共同生活介護、共 同生活援助	平成24年12月 10日